

第 4 次内閣府本府政策評価基本計画（素案）のポイント

平成 22 年 12 月 24 日
政策評価広報課

1. 「1 計画期間」

「平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とする。」を
「平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とする。」に修正

2. 「3 政策評価の観点に関する事項」

行政事業レビュー等との連携を念頭に、以下の記述を追加。

⑦他の評価スキームとの連携

「行政事業レビュー」等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

3. 「6 事前評価の実施に関する事項」

租税特別措置等の評価に関し、以下の記述を追加。また「(5)実施の要領」部分もあわせて修正。

(4)租税特別措置等（注）の評価

租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、上記(1)及び(2)に関わらず、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、調整部局特に企画調整課、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

（注）「租税特別措置等」とは、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。

4. 「9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項」

行政事業レビュー等との連携等を念頭に、以下の通り修正。

行政支出総点検会議の「指摘事項」（平成 20 年 12 月）を踏まえ、政策評価が無駄の削減に資するように努める。」政策評価の結果と「行政事業レビュー」等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。

5. 「10 政策評価に関する情報の公表に関する事項」

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、以下の記述を追加。

また政策評価担当課等及び政策所管課等は、外部からの検証を可能とするため、政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存するものとする。

また、学識経験を有する者からなる懇談会については、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることとする。